

辻村 みよ子 著

## 『フランス憲法と現代立憲主義の挑戦』

(有信堂、2010年6月)

市川 直子

本書は、著者がこれまでに刊行した夥しい量の研究の中枢部に位置づけられる作品である。冒頭では同著者『市民主権の可能性』の続編であることが明らかにされている。内容的にも、著者の長年の研究成果を引き継ぐものであり、フランス憲法学の現状が整然とまとめられた論文集である。元々1冊の本として書かれたものではなく、著者の複数の論文を一部引用ないし加筆修正して編集されたものである。この編纂の特徴を活かし、以下では再構成された論文の順序に従ってみていくことにしよう。

第Ⅰ―Ⅱ章では、1958年から2010年3月1日までのフランス第五共和制憲法をめぐる改正の状況や改正点を簡潔に素描する。特に直近の2008年7月23日の憲法改正については、それが第五共和制下で企図された種々の統治機構改革を補完し完遂させるものであった点を重視する。そのため、今回の改正を1990年代以降の諸改憲案と比較した上で、その改正経緯と論点の一端を紹介する。確かに著者の指摘する通り、2008年の改正は特殊な経路を辿り、質量ともに重大かつ多岐にわたるため、まずは丁寧な整理が不可欠であろう。

第Ⅲ―Ⅳ章では、主権論、人権論、憲法訴訟論等について、憲法理論の現状把握を行っている。

まず主権論と統治原則においては、民主主義の挑戦というサブタイトルの下で、1990年代以降の憲法改正にからんだ主権論を概括する。ここでは、ヨーロッパ統合で再燃した憲法改正限界説や憲法制定権力論を考究するかたわら、著者の自説である市民主権論にも言及している。

つぎに人権論の展開では、共和主義の挑戦という副題の下で、アメリカとは異なる人権体系を通覧する。

アメリカは表現の自由のような「国家からの自由」を最優先する傾向があるのに対し、フランスは大革命以来の法律中心主義を背景に「法律による人権保障」を伝統的に行っている。このフランス特有の法律観にもとづく一般利益につき叙述した上で、フランスの共和主義を守るための権利制約を問題とする信教の自由等のテーマを詳述している。

さらにフランス型違憲審査制の展開では、2008年の憲法改正により導入された事後的違憲審査制につき、それを具体化する2009年の組織法律をもとに、法文から多面的な課題を浮き彫りにしている。

この第Ⅲ―Ⅴ章は、本書が比較憲法理論の著作であることを決定づけていよう。先に触れたように、本書は『市民主権の可能性』の続編である旨が劈頭で示されているが、読者からすると、樋口陽一著『比較憲法』の続編のような雰囲気を感じ取ることができよう。

第Ⅵ章では、日本におけるフランス憲法研究の展開を概観する。杉原門下の著者は、1970年代の主権論争を重視し、その不徹底を惜しむ一方、フランス流の共和主義に目配りをする。また、近年の第三者効力論についても、フランス法文化を見渡し、フランス・モデルの構造を解析している。

日本の憲法学会を率いる先鋭研究者の1人である著者が日本の学会動向を剴切にまとめているこの章は、特に学会の周縁部にいる者にとって大変に有用である。しかしながら周縁から傍観する限りでは、著者の1970年代の主権論争に対する思い入れとは異なる思考、殊に主権に関する冷めた見解も視野に収める必要性を感じざるを得ない。

第Ⅶ章では、現代立憲主義の型をめぐる問題について、比較憲法的な視点を交えた課題を提起する。ここには型の設定を断定的に捉えて錦の御旗化することへの反省の叙述もあるが、改めて設定し直した枠組み、すなわちアメリカ型立憲主義に対するフランス型立憲主義という構図を顕示する。その上で、「昨今のリベラリズムの流れの中であって、フランスの憲法伝統としての『国家による自由』と共和主義原理を墨守し、さらに『法律に対する保障』を確保しようとしたところに、現代フランス立憲主義の『挑戦』がある」と著者は表現している。フランス立憲主義の変容の観察ではなく、それを裏からみて、フランスの伝統への墨守に挑戦があると捉える著者の視座は、極めて興味深いものである。ここが本書の真髓であろう。

最後に著者は、日本への示唆として選挙のあり方や人権制度に触れるほか、より一般的に、主権論と人権論のリンクを重視した理論構築の必要性を力説する。この強調は、日本の憲法学会がアメリカ法やドイツ法の影響を強く受けているだけに、管見においても重要だと思われる。フランス法がアメリカ法やドイツ法とは異なる選択肢を提供していることに、冷静な関心を持ち続けていきたい。

補章として、著者のフランス語の論文5本が掲載されている。題名を直訳すれば、ジャコバン主義に未来はあるか、フランス憲法における一般意思、日本における女性の役割の変容、両性の平等と積極的差別の合憲性、日本国憲法と平和主義である。

最後の平和主義については、邦語本文に関連する記述がない。これまで著者の導きによってフランスを中心とした改憲論を眺めてきた者からすると、いきなり日本の平和主義と護憲論の話にとんでしまう感がある。もとより、本書はこの論文で終わるのではなくフランス憲法一覧等の資料が続いているので、読者の違和感は読了までに希釈されよう。

著者のフランス語論文とフランス憲法の翻訳等を従える本書は、全体として、フランス憲法を研究しようとする者にとって格好の概説書になっていよう。近年、著者を首位とする日本とフランスとで、憲法学者の交流が進められている。その成果を憲法学のより一層の深化に結びつけていきたいものである。